

令和3年 6月 10日

行政文書の開示の実施方法等申出書

九州経済産業局長 殿

氏名又は名称 岩田屋フード株式会社
代表取締役 組坂善昭
住所又は所在地 福岡県久留米市櫛原町
121番地の4
連絡先電話番号 0942-34-4130

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

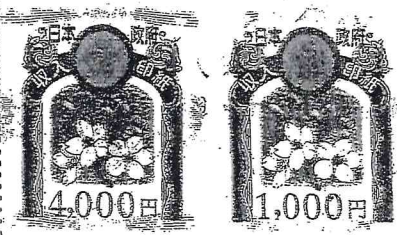

記

1. 行政文書開示決定通知書の日付及び文書番号
日付：令和3年6月9日
文書番号：20210512公開九州第1号
2. 求める開示の実施の方法
※別表記載の「実施方法」の中から、求める開示の実施の方法を選択し、該当するものにレ点を付してください。
3. 情報公開窓口における開示の実施を求める場合において、情報公開窓口における開示の実施を希望する日

令和 年 月 日

4. 「写しの送付」の希望の有無

有：同封する郵便切手の額 810 円
 無

開示実施手数料 <u>5,060</u> 円			(受付印)
---------------------------	---	--	-------

※ 担当課室等

担当課室：九州経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課
電話番号：092-482-5473

※ 行政文書の開示の実施方法等申出書の提出先

経済産業省九州経済産業局総務企画部総務課広報・情報システム室（情報公開窓口）
〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎6階
電話番号：092-451-8605

(別表)

【求める開示の実施方法】

下表から実施の方法を選択し、該当する□にレ点を付してください。

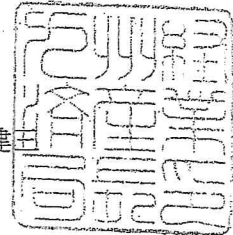
なお、下表中、実施の方法欄において「②一部」を選択した場合には、かつこ内に具体的に開示の実施を求める部分を記載してください。

行政文書の名称		種類・量
(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について(案)(20130910九州第5号)		A4判紙536枚 (うち両面なし、うちカラーなし)
(2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について(案)(20131021九州第3号)		
(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について(案)(20140224九州第27号)		
(4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について(案)(20140326九州第25号)		
(5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について(案)(20140815九州第1号)		
(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について(案)(20140828九州第2号)		
(7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について(案)(20141127九州第9号)		
(8) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について(案)(20150306九州第9号)		
実施の方法		
1	① 閲覧	<input type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()
2	②複写機により白黒で複写したものの交付	<input checked="" type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()
3	③複写機によりカラー部分につきカラーで複写したものの交付	<input type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()
4	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	<input type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()
5	⑤スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	<input type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()

行政文書開示決定通知書

岩田屋フード株式会社
代表取締役 組坂 善昭 殿

九州経済産業局長 米田 健五



令和3年5月12日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定したので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について（案）（20130910九州第5号）
- (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について（案）（20131021九州第3号）
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について（案）（20140224九州第27号）
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について（案）（20140326九州第25号）
- (5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について（案）（20140815九州第1号）
- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について（案）（20140828九州第2号）
- (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について（案）（20141127九州第9号）
- (8) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について（案）（20150306九州第9号）

2. 不開示とした部分とその理由

上記1. (2)、(3)及び(4)の各行政文書中の「報告徴収様式」の「別紙1」並びに上記1. (5)及び(6)の各行政文書中の「別紙 報告要領」に記載された「ログインID」及び「パスワード」については、公にすることにより、当省システムに不正にアクセスされるおそれがある等、当省事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は福岡地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、この

決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

別紙1記載の「1. (開示の実施の方法別) 開示実施手数料」の実際の手数を御覧ください。

また、上記「開示の実施」を受けるためには、法第14条第3項の規定により、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」書式に所要事項を御記入のうえ、この通知書を受け取った日から30日以内に下記情報公開窓口宛て御返送いただく必要がありますので御留意ください。

(2) 開示を実施する日

令和3年6月16日(水曜日)以降の日であって、所要事項が記載された上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当局に到達した日から3日後の日(注:当該日が土日祝日又は年末年始休日に当たる場合は翌開庁日となります。また、掲記期日の3日以前に「行政文書の開示の実施方法等申出書」の御返送(当局到達)があった場合は、令和3年6月16日となります。)

(3) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

- ①日時: 令和3年6月16日(水曜日)から令和3年7月16日(金曜日)(土・日曜日・祝日及び年末年始休日を除く。)までの日であって、所要事項が記載された上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当局に到達した日から3日後(注:当該日が土日祝日又は年末年始休日に当たる場合は翌開庁日)以降の日
9:30から17:00まで(12:00から13:00を除く。)

- ②場所: 九州経済産業局総務企画部総務課
広報・情報システム室(情報公開窓口)
〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎6階
電話番号: 092-451-8605

(4) 写しの送付を希望する場合の発送予定日、所要郵送料(見込額)等

①発送予定日

令和3年6月16日(水曜日)以降の日であって、所要事項が記載された上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当局に到達した日から3日後までに発送予定(注:当該日が土日祝日又は年末年始休日に当たる場合は翌開庁日。上記期日の3日以前に「行政文書の開示の実施方法等申出書」の御返送(当局到達)があった場合は令和3年6月16日までに発送予定。)

②郵送料(見込額)

郵送する媒体により料金が異なります。委細は、別紙1記載の「2. (郵送する媒体別) 所要郵送料(見込額)」を御覧ください。

③郵送料の納付方法

所定額の郵便切手を、上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」に同封して情報公開窓口宛て送付してください。

(5) その他

別紙2「説明事項」記載を御一読ください。

4. 担当課室等

担当課室: 九州経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課
電話番号: 092-482-5473

別紙2 説明事項

1. 開示の実施の方法等の選択について

開示の実施については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料相当額の収入印紙を貼付したうえで、当該申出書を情報公開窓口宛て御返送ください。

開示の実施の方法は、別紙1.の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3.「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。（開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は、遅くとも窓口において開示を受けることを希望する日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。

記載された日時に御都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4.「担当課室等」に記載した担当課室宛て御相談ください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用相当額の郵便切手を、上記申出書に同封して情報公開窓口あて送付していただく必要があります。

なお、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することがありますので御承知おきください。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、情報公開窓口にご連絡ください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

なお、情報公開窓口直接来所の上、開示の実施方法を申し出られる場合には、現金によることもできます。

※(2)(3)は、「実際の開示実施手数料（控除後）」が有料の場合に適用となります。

3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」において「情報公開窓口における開示の実施」を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

4 お問い合わせ先

御不明な点がございましたら、通知書「4. 担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。

別紙1

1. (開示の実施の方法別) 開示実施手数料

* 下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択することができます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際の手数料 控除額 300 円
1. の行政文書	① 閲覧	100枚までにつき100円		
A4 <input type="text" value="536"/> 枚 うち両面 0 枚 うちカラー 0 頁			600 円	300 円
A3 <input type="text" value="0"/> 枚 うち両面 0 枚 うちカラー 0 頁	② 複写機により白黒で複写したものの交付	1頁につき10円	5,360 円	5,060 円
	③ 複写機によりカラーで複写したものの交付(カラー部分のみ右記料金で計算。)	1頁につき20円	-	-
①閲覧 536 枚 ②～⑤複写 536 頁	④ スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、文書1頁ごとに10円を加えた額	5,460 円	5,160 円
CD-R 1枚 1 枚 DVD-R 1枚 1 枚 として概算	⑤ スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に、文書1頁ごとに10円を加えた額	5,480 円	5,180 円

(注1) 開示実施手数料は基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)が300円までは無料、300円を超える場合は基本額から300円を差し引いた額となります。

(注2) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますのでご承知おきください。

2. (郵送する媒体別) 所要郵送料(見込額)

郵送する媒体	郵送方法	料金
②③複写機により複写したものを交付	ゆうパック	810 円
④CD-Rの送付	定形外	140 円
⑤DVD-Rの送付	定形外	140 円

<参考> 「行政文書の開示の実施方法等申出書」の御提出について

開示決定した行政文書について、実際の開示の実施を受ける（情報公開窓口において文書を読覧することや、複写機により複写（コピー）をしたものを受け取ること、また、郵送により受け取ること）ためには、この「行政文書の開示の実施方法等申出書」の「2. 求める開示の実施の方法」の事項を記載し、手数料が必要な場合は下記の額の印紙を添付して、開示決定通知書を受け取った日から30日以内に「※ 行政文書の開示の実施方法等申出書の提出先」に提出していただく必要があります。

1. 開示の実施に必要な手数料

※開示請求手数料（300円）控除後の実際の手数料

① 閲覧	300円
② 全て白黒コピー	5,060円
③ カラー部分のみカラーコピー	—
④ スキャナにより電子化しCD-Rに複写	5,160円
⑤ スキャナにより電子化しDVD-Rに複写	5,180円

また、郵送を希望される場合には、必要な切手についても同封してください。

2. 必要な切手の額

① コピーの送付	810円
② CD-Rの送付	140円
③ DVD-Rの送付	140円

なお、事務所における開示の実施（閲覧又はコピー等を受け取ること）を選択される場合には、当方で開示の実施の準備を行う必要がありますので、開示を受ける希望日の3日前には、この「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当方に届くように御提出願います。

5/12 受

様式第1号

行政文書開示請求書

令和3年 5月 10日

九州経済産業局長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)
岩田屋フード株式会社 代表取締役 組坂 善昭

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)
〒830-0013 福岡県久留米市櫛原町 121 番地の 4

TEL0942 (34) 4130

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

報告徴収依頼文書 ・平成25年度・平成26年度に九州経済産業局から発出された再エネ特措法に基づく報告徴収に関して、報告対象の事業者(整理番号、設備ID、設備名称、発電出力、認定日、発電所在地等)及び報告徴収文書の内容が分かるもの。
--

2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 () <実施の希望日>
<input checked="" type="radio"/> イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)		(受付印)
---------------------	--	-----------

※この欄は記入しないでください

担当課	
備考	

2021/05/12 公開九州
第1号